

# 祇園祭巡行鑑賞企画受付及び当日運營業務委託仕様書

## 1 委託業務名

祇園祭巡行鑑賞企画受付及び当日運營業務委託

## 2 本業務の目的

京都市役所本庁舎の屋上庭園は、令和3年8月に終えた本庁舎の改修工事にあわせて整備し、どなたでも出入りできる憩いのスペースとなっている。

その存在自体をさらに知っていただくことや、京都の伝統行事に触れていただく機会の創出などを目的とし、令和6年度から、屋上庭園から祇園祭前祭の山鉦巡行を鑑賞する企画を実施してきた。

令和8年度は、前祭に加えて後祭でも実施し、より多くの方に本企画に参加いただけるよう取り組むものである。

## 3 業務概要

### (1) 当日運營業務

事業当日の運営を行う。

日 程：前祭 令和8年7月17日（金）8時00分～16時00分（設営・片付け含む）

後祭 令和8年7月24日（金）8時00分～16時00分（設営・片付け含む）

会 場：京都市役所本庁舎

定 員：前祭、後祭いずれも京都市民枠150名、市外枠50名

### (2) 受付業務

前祭、後祭それぞれの参加者の受付を行う。

※応募者が定員を超える場合は抽選を実施すること。

### (3) 抽選結果通知業務

前祭、後祭それぞれの当選者・落選者に結果通知を送付すること。

### (4) 委託業務スケジュール案（予定）

5月中旬～6月中旬 募集受付

6月下旬 当選者、落選者通知

7月16日夜 設営

7月17日 前祭 設営、事業当日、撤収

7月23日夜 設営

24日 後祭 設営、事業当日、撤収

## 4 委託期間

契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

## 5 委託金額の上限

700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 6 委託業務内容

### (1) 当日運営業務

ア 本市担当者との連絡調整、設営、参加者受付、誘導、時間調整等の管理等に係るオペレーションなど事業運営に係る一切のこと

※ 参加者の暑さ対策についても提案すること。その対策に費用が生じる部分については、一定程度（約 500 円）を上限に、参加者に対する自己負担も検討可能とする。

※ イベント保険への加入手続きも行うこと。（熱中症特約含む）

イ 事業当日の会場内外の整理・誘導

※ 参加者の受付・誘導をスムーズに行える方法を考案すること。

ウ 運営スタッフの配置

※ 事業当日、企画の進行、会場整理・誘導等を行う本市職員と連携して取り組むこと。

エ 企画終了後の誘導やアンケートの回答案内

オ その他、音声ガイドの提供など、参加者の満足度向上につながる業務。特にガイドに費用が生じる部分については、一定程度（約 1,000 円）を上限に、利用者に対する自己負担も検討可能とする。ただし、音声ガイドの提供にあたっては、ガイドを希望しない方がその費用を負担することが無い方策を前提とする。

### (2) 参加者の募集受付業務

ア 市民からの申込受付

※ 申込受付方法について提案すること。WEBでの受付は必須とし、電話、メールでの受付が可能な場合はその旨記載すること。

※ 申込期間は令和 8 年 7 月上旬までで 2 週間以上設定すること。

イ 申込者情報の集約

※ 希望回（前祭・後祭）毎に集約し申込者情報を本市へ適宜共有すること

※ 申込者が定員を超える場合は抽選を実施すること。

### (3) 抽選結果通知業務

ア 通知文の作成

※ メールでの送付とする。

イ 抽選結果の通知

※ 当選者に対して、メールの不通などが予測された場合は、電話など別の方法により、当選であることが伝わるよう連絡を行うこと

### (4) 事業終了後の結果報告業務

事業の実施結果をふまえた報告及び次年度の実施に向けた振り返りや改善点などについて提案を行うこと

## 7 特記事項

- (1) すべての業務において、本市担当者と事前に協議を行い、進めることとする。
- (2) 本市所有の備品も別途相談により一部使用可能なものとする。
- (3) 履行期限内に円滑に事務が進められるよう、責任者を設置し、十分な体制で臨むこと。
- (4) 整理・誘導に関する業務については、適切な箇所に適切な人数を配置し、車いす対応も含め、具体的な整理・誘導案を立案すること。
- (5) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本事業終了後、不要となったデータやプログラムなどは、完全に消去し、再利用できないように処分すること。
- (7) 本市が定める条例や規則、関係基準等を遵守すること。
- (8) 受託事業者は、本市の承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと